

令和8年6月4日

赤磐市議会議長 佐藤 武文 殿

赤磐市議会議員政治倫理審査会

委員長 永徳 省二



審査結果報告書

審査の結果、下記のとおり決定したので赤磐市議会議員政治倫理条例第10条第5項の規定により報告します。

記

1. 赤磐市議会議員政治倫理審査会の設置

①設置

令和7年12月8日、請求者4名（原田素代議員、杉野千秋議員、安藤利博議員、保田守議員）は赤磐市議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という。）第7条の規定により、議長に対し審査の請求を行った。令和7年12月25日、第8条の規定により議長は、当該審査請求の適否について議会運営委員会に諮り、審査請求を適当と認める回答を受け、同日赤磐市議会議員政治倫理審査会を設置し、委員に4名の議員を選任した。

②委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 永徳 省二 副委員長 光成 良充

委員 田村 勝、横山 裕太

2. 審査

倫理条例第4条第7号の基準に違反している疑い

- ・赤磐市議会9月定例会本会議における佐々木雄司議員の発言について「岡山スイカの会」から、抗議と訂正、撤回、謝罪を求めることについて
- ・赤磐市議会6月定例会本会議、9月定例会本会議における「ジェノサイド条約批准を国に求める請願」の提出者から、佐々木雄司議員の発言に対する抗議について
- ・令和7年9月22日開催の厚生文教常任委員会での佐々木雄司議員の発言について
- ・令和7年9月30日開催の本会議において新拠点整備計画調査に関する決議の議決の際の佐々木雄司議員の発言について
- ・令和7年9月30日開催の本会議において「ジェノサイド条約批准を国に求める請願」



の反対討論での佐々木雄司議員の発言について

- ・令和7年9月30日開催の本会議において発議第5号に対する安藤議員の反対討論に対する佐々木雄司議員の発言について

3. 審査会の開催状況

<令和7年>

回数・開会日時	協議事項	概要
(通算1回) 12月25日(木) 全員協議会休憩中	①正副委員長の互選について	・正副委員長を互選

<令和8年>

回数・開会日時	協議事項	概要
(通算2回) 1月16日(金) 午前10時0分	①審査会の運営について	・審査会の流れについて確認 ・原田議員、杉野議員、安藤議員から意見を聴取することとした。 ・ジェノサイド条約批准を国に求める請願の提出者と岡山スイカの会の関係者から意見を聴取することとした。
(通算3回) 2月6日(金) 午後1時30分	①審査請求者の意見聴取について ②倫理基準違反の調査について	・原田議員からの意見聴取及び質疑 ・杉野議員からの意見聴取及び質疑 ・安藤議員からの意見聴取及び質疑 ・可能であれば、教職員組合の請願説明者から意見を聴取することとした。 ・佐々木議員に審査会での弁明の意向の有無を確認することとした。
(通算4回) 2月20日(金) 午前10時0分	①関係者の意見聴取について ②倫理基準違反の調査について	・岡山スイカの会の関係者からの意見聴取及び質疑 ・ジェノサイド条約批准を国に求める請願の提出者からの意見聴取及び質疑 ・教職員組合の請願説明者は欠席の意向であることを確認 ・佐々木議員からの要望書に対する協議 ・佐々木議員からの意見聴取は必要な時期に行うこととした。

(通算 5 回) 3 月 11 日 (水) 午前 10 時 0 分	①倫理基準違反の調査について	・ 審査資料（会議録等）での審査請求の対象となる事由の確認
(通算 6 回) 3 月 25 日 (水) 午前 11 時 0 分	①倫理基準違反の調査について	・ 政治倫理基準違反の該当部分の協議 ・ 佐々木議員から意見を聴取することとした。
(通算 7 回) 4 月 16 日 (木) 午後 1 時 30 分	①審査対象者の意見聴取について ②倫理基準違反の調査について	・ 佐々木議員からの意見聴取、質疑及び弁明 ・ 今後の審査会の流れについて確認
(通算 8 回) 5 月 1 日 (金) 午前 10 時 0 分	①倫理基準違反の調査について	・ 政治倫理基準違反の該当部分の協議
(通算 9 回) 6 月 4 日 (木) 午前 10 時 0 分	①審査結果報告書のまとめについて	・ 審査結果報告書の協議

4. 出席した者

<令和 8 年>

出席した日	氏 名 等
2 月 6 日 (金)	市議会議員 原田 素代 市議会議員 杉野 千秋 市議会議員 安藤 利博
2 月 20 日 (金)	岡山スイカの会の方 ジェノサイド条約批准を国に求める請願の提出者
4 月 16 日 (木)	市議会議員 佐々木 雄司

5. 調査に使用した資料

資料名及び内容
令和 7 年 6 月第 4 回赤磐市議会定例会会議録 第 6 号（6 月 27 日）及び同日インターネット中継録画 ・ 請願第 6 号「ジェノサイド条約批准を日本政府に求める請願」に対する佐々木議員の反対討論
令和 7 年 9 月第 5 回赤磐市議会定例会会議録 第 6 号（9 月 30 日）及び同日インターネット中継録画 ・ 請願第 9 号「ジェノサイド条約は日本国憲法の理念により、早急に政府は批准するよう

に求める請願」に対する佐々木議員の反対討論及び原田議員の賛成討論 ・発議第5号「桜が丘中央ショッピングセンター跡地の利活用を進めるために利活用計画の策定並びに計画策定協議会設置を求める決議」に対する安藤議員の質疑及び佐々木議員の賛成討論 ・発議第7号「新拠点整備計画調査に関する決議」に対する佐々木議員の質疑及び金谷議員の答弁
令和7年9月19日開催総務常任委員会会議録及び同日インターネット中継録画 ・請願第9号に対する紹介議員からの説明を求める採決
令和7年9月22日開催厚生文教常任委員会会議録及び同日インターネット中継録画 ・請願第8号「少人数学級の拡充及び教職員定数改善、「カリキュラムオーバーロード」の改善をはかるための、2026年度政府予算等に係る意見書採択の請願について」に対する佐々木議員の質疑

6. 審査の経過

令和7年12月8日に、倫理条例の第4条「政治倫理基準」第1項第7号に違反している疑いがあるとして、原田議員、杉野議員、安藤議員、保田議員から倫理基準に違反する行為の存否について審査の請求があった。

令和7年12月25日に、議長が当該審査請求の適否について議会運営委員会に諮り「審査相当」と報告を受け、同日「赤磐市議会議員政治倫理審査会」が設置され、通算9回の審査会を開催した。

令和8年1月16日の審査会では、審査請求の対象となる事由の内容部分に当事者として記載のある原田議員、杉野議員、安藤議員から意見を聴取することを決定した。あわせて、ジェノサイド条約批准を国に求める請願の提出者と岡山スイカの会の関係者から意見を聴取することを決定した。

令和8年2月6日の審査会では、原田議員、杉野議員、安藤議員からそれぞれ意見聴取と質疑を行った。原田議員からは、佐々木議員が本会議場で「原田議員は委員会で言いたい放題を言った」と発言した。その後自身のブログでも事実を捻じ曲げ私を非難している。また、教職員組合から提出された請願第8号について、付託された委員会審査の中で、佐々木議員は特定の政党の政策を議論する場ではないと発言し、請願者の請願権をないがしろにしている。これらの発言について審査し、きちんと結論を出して欲しいと発言があった。杉野議員からは、発議第7号の質疑の中で佐々木議員の「共産党の杉野議員は岩田に実家があると聞いており、利害関係者であれば除斥すべき」との再三の発言や以前から怒鳴られるなどのいじめがあり、彼にただして欲しいと発言があった。安藤議員からは、発議第5号の桜が丘再開発については発議の手続きに納得がいかず反対したが、再開発には以前から早急に取り組むべきと考え、議員活動を行っている。佐々木議員の「地元の安藤議員から反対する発言があったことを住民にお伝えしていく」との事実でない発言は、倫理条例に違反する行為

であり審査会で何らかの措置をお願いしたいと発言があった。その後可能であれば、教職員組合の請願説明者から意見を聴取することを決定した。

令和8年2月20日の審査会では、岡山スイカの会の関係者、ジェノサイド条約批准を国に求める請願の提出者からそれぞれ意見聴取と質疑を行った。岡山スイカの会の関係者は、私たちは特定の団体ではなく個人のネットワークであり、佐々木議員が公的な本会議の場で、事実に基づかない断定や決めつけで、反論や訂正の場を持たない特定の市民や請願者を貶める発言をしたことは、議員の立場を利用した不当な行為となり得る。市議会全体として事実関係を整理し、制度的な対応を明確にしてほしいと発言があった。請願の提出者は、本会議での反対討論で佐々木議員は請願の内容に関係ない差別的で断定的な発言を繰り返し、一般市民の名誉を毀損し、肉体的精神的プレッシャーを与え、請願権を萎縮させたため、佐々木議員に公の場での謝罪と訂正を求める。また、市議会に対しても不信感を抱いていると発言があった。教職員組合の請願者は欠席した。その後、2月9日に佐々木議員から提出された審査会に対する要望書と弁明についての回答書の取り扱いついて協議し、意見聴取は必要な時期に行うことを決めた。

令和8年3月11日の審査会では、審査請求の対象となる事由の記載事項について、会議録を中心に佐々木議員の発言等で事実でない部分、倫理基準違反と考えられる部分の洗い出しを行った。

令和8年3月25日の審査会では、前回の審査会で洗い出した部分を確認した。また2月20日の審査会で請願第8号の請願説明者が欠席した理由は、これ以上この件に関わりたくないためだと委員から報告があった。また、佐々木議員から意見を聴取することを決定した。

令和8年4月16日の審査会では、佐々木議員から意見聴取と質疑を行った。佐々木議員は、ジェノサイド条約批准を国に求める請願について、事前調査の中で岡山スイカの会と請願提出者は関係があると確認が取れ、請願の背景情報として討論の場で岡山スイカの会の名前を出したが、侮辱、威圧等はしていない。自分の発言で一般の方が不快な思いをされたことは、配慮を欠いた発言だったと思っている。しかし請願文書中に他国の主権を侵害する、信頼を失墜する部分があったため、自分の政治家としての責任において発言したが、請願者の名誉を傷つけたつもりはなく、請願権を侵害したつもりもない。教職員組合から提出された請願第8号について、特定の政党の政策を市議会で推進することには反対であるという自分の意見を述べただけであり、政党批判や請願の取り扱いを拒否した覚えはない。発議第7号の質疑中の杉野議員に係る発言は、利害関係者の除斥の規定に基づく確認のためであり、調査事項の範囲が不明確で複数回の確認が必要であった。請願第9号の反対討論の中で、原田議員は総務常任委員会で発言していないにも関わらず、発言があったように述べたことは間違いであり、9月30日の議会全員協議会で謝罪したが、インターネット中継の場で謝罪する機会があれば行いたい。ただし、私を非難するファクトチェックなる文書を配付したことは事実であり、そのことについては撤回も謝罪もしない。発議第5号の賛成討論の中

で、安藤議員に嫌がらせ的な発言したことはなく、威嚇もしていない。審議結果表のとおり安藤議員は不賛成であり、その賛否を広く市民に知らせることは議会報告の一環であるとの発言があった。

令和 8 年 5 月 1 日の審査会では、倫理審査基準に違反している部分の確認と審査結果のまとめについて協議した。

令和 8 年 6 月 4 日の審査会では、審査結果報告書について協議し、まとめを行った。

7. 審査の結果

審査請求のあった事項に関して「倫理条例の政治倫理基準」に違反する行為の存否について審査した。

- ①「岡山スイカの会」については、令和 7 年 9 月 30 日の請願第 9 号に対する佐々木議員の反対討論の中で、「SNS を調べてまいりますと、フリーパレスチナを叫ぶスイカの会なる団体に行き当たります。このアカウントの投稿内容を確認したところ、イスラエルを批判するものが多数を占めており、本請願についても、私ども赤磐市議会の動向について注視するよう投稿されています。そして、本請願が赤磐市議会で採択されたなら、全国の地方議会に同様の請願を行うと投稿もされています。このようなことから、本請願は、我が国のジェノサイド批准を求めることを装いながらイスラエルを批判することを目的とする内容になっており、市民団体レベルのようですが、組織的な活動の一つになっているようです。」と発言している。岡山スイカの会の関係者から、特定の政党や団体ではなくパレスチナの人権状況に心を寄せる市民のネットワークであり、イスラエルを批判する目的の団体ではないことを確認している。よって佐々木議員は岡山スイカの会を貶める虚偽の発言を行っている。
- ②請願第 6 号及び請願第 9 号の提出者については、令和 7 年 6 月 27 日の請願第 6 号に対する佐々木議員の反対討論の中で、「本件は請願の名を借りた国際政治への意見表明、あるいは特定国家への批判を意図したものであり、日本の条例批准問題と直結する合理的な関係は見いだせません。」「根拠の不確かな主張に基づいて他国を一方的に断罪し、その非難を持って他国への批判を公のこととするために我々赤磐市議会を利用する行為には、残念ながらご協力できません。」と発言し、9 月 30 日の請願第 9 号の反対討論でも同様の主旨の発言を行っている。請願提出者への聞き取りから特定国家への批判の意図はなく、佐々木議員の発言で自分が国際的な政治犯にされた気持ちになり、公式の場で冤罪を被せられたと感じたことを確認している。よって請願提出者に対する名誉棄損や請願権を萎縮させる行為である。
- ③請願第 8 号を提出した教職員組合の説明者については、令和 7 年 9 月 22 日の厚生文教常任委員会で佐々木議員が請願に対する質疑を行った。この中で「岡山県教組は、衆議院議員も参議院議員も立憲民主党という政党を組織内候補として持たれて、国会の中で展

開していらいっやいますよね。これを何で私たちの、立憲民主党が展開していらいっやる政策を、いろいろな政党の方々が集まっている、あるいは市民の開かれた議論の場である赤磐市議会が、何でこの実情に合っていない請願を扱わなきゃいけないんですか。」との発言があった。審査会の意見聴取で佐々木議員は、「政党批判ではありません。出している請願について妨害するというようなこともしておりません。」と発言したが、特定政党の政策の請願を市議会で扱うことは不適切だという趣旨の発言は、請願の権利を侵害する行為で道義的批判を受けるおそれのある行為である。

- ④発議第8号の質疑中の杉野議員に関する佐々木議員の発言については、「共産党の杉野議員」とあえて政党名をつけ、「除斥には該当しない」と答弁があった後も再度確認を求めた。杉野議員は心にダメージを負い、議会に対する不安を感じており、嫌がらせやハラスメントにあたる。
- ⑤請願第9号の反対討論中の原田議員に関する佐々木議員の発言については、「紹介議員（原田議員）の請願趣旨説明の際、私の6月議会での討論内容に関し、いわゆるファクトチェックなるものを持ち出し、間違った理解による討論との印象を与える発言や資料配付があったと耳にしております。紹介議員のやりたい放題の行為は、当議会が総務常任委員会に付託した信託を傷つける行為となり、残念なことだと感想を述べさせていただきたいと思います。」と述べているが、令和7年9月19日の総務常任委員会の会議録を確認したところ、紹介議員の説明機会は与えられておらず、間違った発言である。ただし、同日の本会議終了後に開催された議会全員協議会で佐々木議員から謝罪があった。
- ⑥発議第5号の賛成討論中の安藤議員に関する佐々木議員の発言については、「ただ、残念ながら、桜が丘、このネオポリスというところの赤磐市の利活用の有効性、こういったようなところをおうたいさせていただいているにもかかわらず、地元の安藤議員のほうからそれに反対する後ろ向きな御発言があったということについては、これ私、同じネオポリスの人間としまして住民の方々にお伝えしていきたいと思っております。」と述べている。安藤議員は討論の前の質疑で「桜が丘の再開発について早急に取り組むべきだということはもちろん私も同じです。一般質問でも何回も取り上げさせていただきました。この9月議会でも質問させていただいています。」と発言しており、桜が丘中央の利活用については賛成していることは明らかである。よって安藤議員に対する嫌がらせでありハラスメントの一つである。

これらのことから、倫理条例第4条第1号「市民の代表者としての矜持を持って行動し、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務の遂行に当たっては市民に疑惑の念を与え、道義的批判を受けるおそれのある行動をしないこと」及び同条第7号「その権限又は地位を利用して、嫌がらせ、強制、圧力、差別的行動、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」に違反している。

8. 審査会を終えて

本件は令和7年6月開催の本会議、同年9月開催の本会議、同年9月開催の厚生文教常任委員会及び総務常任委員会の会議録とインターネット中継録画を中心に、関係者からの意見聴取を踏まえ、佐々木議員の言動が政治倫理基準に違反しているかを審査した。

公的な反論の場を持たない市民や請願者が、事実に基づかない断定や決めつけで貶められたと感じたのであれば、その発言は問題があると言わざるを得ない。加えて、佐々木議員の発言を受けた同僚議員が嫌がらせやハラスメントであると感じたのであれば、人としてその事実を受け止め、真摯に反省すべきである。

また今回の審査の中で、佐々木議員が自身のSNSで審査請求書の事項について、弁明を書いて発信していることが判明した。この審査会では取り上げていないが、今後の議員個人のSNS等の発信について、市議会として何らかの検討が必要ではないかということをしを申し添える。

以上のことから、本審査会は審査結果に基づき下記の措置が妥当であるとする。

- ①岡山スイカの会に対する議場での発言の撤回と陳謝の勧告
- ②請願第6号及び請願第9号の提出者に対する議場での発言の撤回と陳謝の勧告
- ③請願第8号の提出者に対する議場での発言の訂正と陳謝の勧告
- ④杉野議員に対するハラスメント的発言に対する議場での陳謝の勧告
- ⑤原田議員に対する議場での発言の訂正と陳謝の勧告
- ⑥安藤議員に対する議場での発言の訂正と陳謝の勧告